

一般社団法人 日本小児アレルギー学会

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会（以下、「この法人」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定める。

(入会基準及び手続)

- 第2条 この法人の目的に賛同する者は、正会員として入会することができる。
- 2 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者には、別に定める入会申込書の提出（以下、「入会申し込み」という。）を求める。
 - 3 前項の入会申し込みをした個人又は団体・法人（定款第8条の規定により任意退会した個人又は団体・法人の再入会を含む。）に対し、理事長は入会の可否を審査し、合理的な理由がない限り入会を承認する。
 - 4 この法人の正会員になろうとする者は、会員規程に定める年会費を納入しなければならない。
 - 5 会員の入会日は、前項の入金日をもって入会日と定め、申込者に通知する。賛助会員についても同様とする。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第3条 入会者は、会員の区分毎に、会員名簿に登録する。
- 2 前条第2項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合には、当該会員は、変更届を提出するものとする。
 - 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会手続)

第4条 退会を希望する会員は、退会届を提出するものとする。

- 2 定款第8条、第9条及び10の規定により、会員でなくなった場合には、会員名簿から登録を抹消し、既納の会費等は返還しない。また、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(再入会)

- 第5条 定款第9条及び第10条の規定により、任意退会以外の事由により会員の資格を喪失した者（団体・法人を含む。）が再入会を希望する場合には、その理由を記した書類とともに、第2条第2項に定める入会申込書の提出を求め、理事会で審議し決定するものとする。
- 2 前項により理事会の承認がある場合においても、再入会申込者が、既往退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を完納しない限り、再入会は認めない。
 - 3 定款第9条の規定により除名された者は、3年間は再入会を認めない。

(補則)

- 第6条 この規程に定めるもののほか、入会及び退会について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

- 第7条 この規程の変更は理事会の議を経て、代議員総会の承認を要する。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の会費未納期間には、日本小児アレルギー学会に対する会費未納期間を含める。
- 3 第5条第3項の再入会を認めない期間は、日本小児アレルギー学会が除名した期間を含める。